

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回松阪市障がい者地域自立支援協議会（全体会）
2. 開 催 日 時	令和元年9月30日（月）15時00分～午後17時00分
3. 開 催 場 所	松阪市障害者福祉センター 2階会議室
4. 出席者氏名	（委 員） ◎ 世古 佳清、○八田 久子、深川 誠子、瀬田 正子、 竹口 えり子、島 優子、中谷 剛、池口温美、 飯田 あゆみ、和田 陵司、市野 瑛子、中村 菊美 （◎会長 ○副会長） （事務局） 片岡 始、西嶋 秀喜、前川 正明、前川 幸康、 佐野 謙太、吉田 茂雄、藤本 匡
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市健康福祉部障がい福祉課 TFL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

- あいさつ
- 松阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況について
- 松阪市障がい者差別解消支援地域協議会について
- 障がい者の雇用・就労について
  - 雇用・就労ワーキングチームの活動報告について
  - 障がい者の雇用・就労促進フォーラムについて
- 松阪市障がい者地域自立支援協議会委員の改選について
- その他

議事録 別紙のとおり

令和元年9月30日(月) 15~17時  
松阪市障害者福祉センター2階

## 事項書1. あいさつ

## 事項書2. 松阪市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況について

- 事務局
- ・施設入所者の地域生活への移行について。平成28年度末時点の施設入所者のうち地域生活に移行する者の数は平成30年度末の実績は3人。
  - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて。保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標に、松阪・多気地域自立支援連絡協議会の精神障がい者地域移行支援部会と連携し取り組んでいる。
  - ・障がいのある人の地域生活支援について。地域生活を支援する機能の集約を行う拠点の整備を目標に、圏域単位での設置に向け、松阪・多気圏域での協議を進めている。福祉就労から一般就労への移行等について。就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する者の数について、平成30年度中の実績は4人。
  - ・就労移行支援事業の利用者数について平成30年度末の実績は21人。
- 障がい児支援の提供体制の整備について。令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を目標に協議を進めている。
- ・指定障害福祉サービス等。相談支援の充実などにより、増加傾向。訪問系サービスは前年度比較で、同行援護、行動援護の増加率が高くなっている。
- 日中活動系サービスは大きな増加率はないが、全体的に前年度から増加している。
- 居住系サービスも、全体的に緩やかな伸び率となっている。
- ・計画相談支援が増加。障がい児通所支援・相談支援に関しても、増加傾向。
  - ・地域生活支援事業について。相談支援事業等、意思疎通支援事業等は例年並み。
  - ・日常生活用具給付事業について。障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付している。H30年度の件数は昨年度から増加。
  - ・移動支援事業について、屋外での移動が困難な障がい者に対して社会生活上必要不可欠な外出に同行し、外出先や移動中に必要な支援を行っている。H30年度は減少。
  - ・日常生活支援等。在宅の障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息確保等の支援を行うための日中一時支援事業や、入浴が困難な重度身体障がい者に対する訪問入浴サービス、障がい者に対する生活訓練や機能訓練事業を実施している。
  - ・日中一時支援は増加傾向であるが、訪問入浴や生活訓練等は概ね横ばい。
  - ・社会参加支援について。障がい者の社会参加を促進するため体育レクリエーション事業や自動車運転免許の助成を行っている。レクリエーションへの参加者数や文化事業への参加者数は横ばい。自動車改造費助成については、減少している。

委員 実績の数字だけではわからないので要因を教えてください。

事務局 H30 に法改正があり、需要に対して事業所の数が追い付いているように思う。全  
ての利用について少しずつではあるが伸びているのは各事業所の努力や、適切なサ  
ービスの提供であり、障がい者が使いやすい環境になってきていると思う。中には伸  
びが少ないものもある。R2 末に計画の方向性をつけないといけない。今後に向けて  
R3 から新しい計画が始まる。今年度末から来年度に向けて計画をしっかりと反映させ  
ていく。

委員 そだちの丘については。

事務局 そだちの丘は名前が支援センターとなっているが、児童発達支援施設であり、  
まだセンター化されていない。この地域のセンターとして位置づけできないかとい  
うのが整備の基本的な部分。センター化に向け取り組むが現状は広域含めて先が見  
えていない。

会長 支援センターは松阪市でやるのか、圏域か。

事務局 今の段階では圏域、広域の予定だが、単独ということも視野に入れて協議していく。

委員 障害児支援について R2 と R3 の比較。放デイの月の見込みはかなり伸びがある。一  
方で障害児相談支援について比較すると 10 という数字がでるがその根拠は？放デ  
イの事業所が増えるのか？

事務局 児発については伸びが緩くなっている。多く利用されるようになったのは最近の  
こと。H27 頃。放デイについては児発で療育訓練受けた子がそのまま続けていきた  
いと思う親が多い。放デイの伸びは当面は新しい人がどんどん増えてくると思う。27  
年から 28 年にかけては 62% の増、その後も 28 年から 29 年にかけては 47%、29 年  
から 30 年にかけては 25% の増、減ってきてはいるが、実績上全体に伸びてきてい  
る。児発については約 26% の増がある。それなりに伸びると思う。

委員 放デイ利用者がこれだけ伸びているのに放デイの受け入れ体制が十分でない、これ  
だけの見込みがあるなら放デイ事業所の充実を検討してほしい。

会長 あゆみ支援学校ができたので、そこの生徒がそだちへ行くため増えているのでは。

委員 少子化で子どもは減っているのに、なぜこんなに増えているのか？

会長 昔は障害児を表に出さないことが多かった。今は変わってきた。

委員 障害があってもなくても知恵遅れと言われて支援学級に入る子もいた。

委員 障がいという枠組みに入る子どもたちが増えてきた。学習障害も増えてきた。

委員 市の検討をお願いしたいことがある。自分は計画相談、福祉サービス利用のケアマネ  
のようなことをしている。放デイや児発を利用される方については医師の意見書が  
必要で、診断のもと利用されるが、親御さんは早期療育をと言う中で、医師に「疑い」  
という内容で書いて欲しいと言っている。専門療育必要を利用するために。実際は少  
し言葉の発達が遅れているだけでそだちの専門療育を受けたいという親もいる。真  
に必要な人であったとしても専門療育を 10 回限りとして利用制限がある。相談支援

専門員の課題となっているので見極めを考えて欲しい。

放デイについては共働きの家族も増えてきたので、小1の壁、その時に学童に入れる。学童は親の係や費用かかる、放デイなら迎えに行ってもらい、預かってもらえる、学童に入れるより放デイの方が安全しかも送迎がある。放デイには「疑い」と書いてもらえれば使えるという人もいるので、真に必要な人がちゃんと使えるように見極めてほしい。放デイの制度だけでなく、できればコアラ教室を経て、真に利用の必要な人が利用できるように。

委員 個人的には数字減らしていきたい。行政の見極めお願いしたい。

委員 社会参加支援、自動車改造費助成事業については。

事務局 自動車改造費助成事業には2通りある。本人運転、家族が運転。上限10万の制度。介護者も29年度11人、30年度1人で大幅な減となったが、決算額をみると横ばいで推移しているところでもある。急激に減少した原因はつかめていない。

委員 介護者はだめだと言われているのかと。

事務局 そうではない。本人所有の車と限定していたが今年8月要綱改正して幅を広げた。

### 3. 松阪市障がい者差別解消支援地域協議会について

事務局 障がい者差別解消支援地域協議会について。設置に当たりH31.3.25付けで要綱から規則に格上げした。内容は、前回協議会で説明した時と変わっていない。障がい者差別解消法の17条の規定に基づいて、市として規則設置、協議会設置に至った。議論については第2条、①から⑤までである。相談事例を情報共有、関係相互の連携を密に図る、相談体制の充実、周知啓発、その他権利擁護に関することを主な所掌事項としている。第3条に定める関係機関の中から委員を任命する。基本的に2か年の任期とする。行政の執行年度と合わせるため年度末までとする。協議会委員は17人で構成している。障がい者団体関係者、学識経験者、社会福祉関係者、権利擁護関係者、労働関係者、教育関係者、行政機関。元年7月31日に会議を行った。委嘱状交付、自己紹介、会長副会長選任を行い、差別解消法、協議会規則について説明、今後の運営について、年二回、第二回会議は2年1、2月予定。次回より差別事案の情報共有、相談の充実、周知啓発について協議予定。

会長 これについて質問なし。

### 4. 障がい者の雇用・就労について

#### (1) 雇用・就労ワーキングチームの活動報告について

事務局 雇用就労ワーキングチームについて。本日ワーキングリーダー欠席により、事務局より報告。①雇用終了ワーキングの開催について、今年6月3日に開催。雇用就労の体制についての確認、今後の活動について。雇用就労講演会の開催決定、元年11月21日に産業振興センターで障害者雇用就労をサポートする方や難病の方を雇用し

ている、またはしようとする方等を対象に。近隣市町にも募集かけていく。

ワーキングの活動からは外れるが、10月10日に華王殿で就職面接会を行う。

会長 対象者に「手帳お持ちの方、ハローワークの求職登録が必要」と書いてあるが、登録してないと参加できないように思えるが、事前届け出ということか。

委員 障がいの支援学校卒業する子ども一旦ハローワークに求職登録する形になっている。登録してないと仕事探しできない。ハローワークを通しなさいと言われる。

会長 障がい者雇用の国庫補助というのがある。ハローワーク通さず直接採用した人には事業主に対しての補助が出ない。

委員 面接会は誰でも行ける。面接しようとする方については登録をしないといけない。面接会に参加する企業に対するメリットがない。その場でなく後で登録してもよいが、紹介状出す段階では登録が必要。精神障がいの人には手帳のない人もたくさんいる。主治医の意見書があれば登録できる。もう少し対象者を詳しく書かないと、手帳がないといけな思われ、わかりにくいかもしれない。

委員 就労移行使っていて事前に登録しようと思ったら、市町によってなかなか登録させてもらえないところもある。

会長 就労、こういう状況でやっているというのは見学してもらうのがいいのでは。

委員 関連して、手話通訳付きという文言もチラシに載せるとよい。

会長 事前申し込みではないのでどういう状態の人来るかわからない。意見としてハローワークに要望しておく。先日県の雇用促進会議があり、雇用率は県全体で2.2。上限2.5まではという目安だがそこまではまだいってない。企業などは10%出ているところもある。今後も皆さまの協力で松阪市も極力そのように。

委員 雇用率達成されているかは本社のカウントである。

会長 三重県のそれぞれの企業から報告もらった数字が三重県としてどのぐらい就労あるかどうか。どういう企業でどれだけあがっているではなくて、障がい者の雇用がどれだけ三重県下でされているか、事業所単位で報告集計したものが県へ上がっている。

委員 雇用率カウントは本社。企業が達成しているかどうかは県内のそれぞれ事業所単位。  
会長 各県単で情報もらって集計したものがその県の就労支援率になる。ある一企業の達成率は本社のあるところ。県単の集計率がある。県の就労支援率。三重県内には10%出ている企業もある。本社カウントで行くと、会社としての雇用率は本社。三重県にある事業所のカウントを集計したものを三重県が持っている。

委員 もっと雇用率は高いと思うが。

会長 小さな企業はカウントに入らない。49人以上でないと。

委員 県外本社を三重県カウントにしたら雇用率ももっと上がるのでは。中小企業が頑張っているから雇用率ワースト3位から20位に上がった。本社がある県の方が得では。

会長 本社がどこにあるかは関係ない。それぞれ県単で雇用率のデータ方法、抽出方法がある。その県内にある49人以上の事業所に対して。30人とかで1人2人雇っても県

のデータにはあがってこない。各県の雇用率の算定で挙がっている。

委員 先の手話通訳を載せたらという提案に対して、インクルーシブな社会を創ろうと言  
う中で、そういう方が居るか否かで手話をおくかどうかではなく、社会の当たり前の  
こととして、それこそ差別解消法につながると思うので、最初から手話通訳  
がいるというように提案してほしい。また、参加企業について書いてもらえるとよい。

会長 以前は手話通訳がついていたと思う。お願いしていく。

#### 4. (2) 障がい者の雇用・就労促進フォーラムについて

事務局 商工政策課と障がい福祉課より。障がい者の雇用就労促進フォーラムについて。開  
催日時は10月6日。表彰は2事業所、個人は3人。例年どおりの数。

委員 自立支援協議会のワーキングチームで考えて選定したのか。

事務局 フォーラムについては毎年行っている事業。H27 から市の事業として開催してい  
る。(1)の講演会については自立支援協議会の部会で決定したもの。

#### 5. 松阪市障がい者地域自立支援協議会委員の改選について

事務局 自立支援協議会については発足以来、地域生活支援事業をはじめ、障がい福祉に関  
することについて協議してきた。自立支援協議会について法定化され、取り組むべき  
役割が明確になった。ここ10年ほど国の制度など前向きに進められてきた。その成  
果として各サービスは順調に伸びている。H26、金額で言うと決算で33億、30年度  
では45億。順調にサービスを進めていただき、協議会もその役割を担っている。委  
員の任期について、現行の任期が令和元年10月26日までとなっているが、行政の  
執行年度に合わせて令和4年3月31日まで2年半と言う任期にしたい。現状の委員  
構成の見直しも含めて考えたい。一旦ゼロベースで考えていきたい。

会長 改選については行政上年度ということで。その辺も踏まえて役選をしていく。

委員 選任、選定はどういう基準で行うのか。

事務局 関係機関、関係団体並びに障がい者とその家族、福祉、サービス提供事業所、医療、  
教育、雇用など、そこに所属される方の均等なバランスをとって同じような割合の委  
員構成にしたいと考えている。基本的にゼロベースで考えていきたい。このようにご  
理解いただきたい。

委員 全体会の機能について。各部会から上がったものが本会で協議されていないと認識  
している。例えば社会資源開発等の協議について部会から全体会へ報告した際に協  
議されるのか。協議して施策化に向けた提案を希望する。必要に応じ連携とのこと  
であるが、これまでの協議会のイメージは、市町における協議会で協議されたものを、  
全体会で検討し、その中で市町単独では施策化されないものについて圏域で検討し、  
それが県から国へ上がっていくイメージだが、部会に繋がっているように見える。松  
阪地区で協議されたものがどこで協議されていくのかイメージを持ちにくい。部会

が圏域協議会に繋がるということであればこのままでよいが。

事務局 本体とどう繋がっていくか。専門部会の設置運営の位置づけ。基本的には部会であったものについては事務局会議を通じて基本的、具体的なベースを作り上げたものを本会にあげていく。必要に応じて連携、事案によって部会と共にやっていくもの、行政と直にやっていくものがある。図は必要に応じ見直したい。

会長 松阪多気地域の自立支援協議会は。

事務局 実際は一緒に動いている組織もある。精神の関係は保健所と、など広域で取り組む方がよい事案もある。圏域の連絡協議会はサービス支援事業所や行政で組織されており、当事者団体は今のところ入っていない組織なのでご理解いただきたい。

委員 私はこの圏域協議会の委員でもあるので報告したい。全く動いていないわけではなくそれを県まで伝えるアドバイザーがない。例えば地域包括ケアシステムというのがあるが、三重県においてこれを統一していく書式のベースは松阪多気圏域の精神部会が作った。実際は地道に活動している。この圏域で挙げたものが来年厚労省で施策化されるか検討される。精神障がい者の地域移行支援を進める中で、主として生活を支えていただくヘルパー事業所について、生活介護や就 B 事業所は体験利用が法で認められている。ヘルパーは退院してからでないと正式に利用することができない。地域での生活を支えてもらうヘルパーについて、入院・入所中からヘルパーとの関係を築いてもらいたい。圏域連絡協議会は動いており松阪市の職員も一生懸命関わってもらっている。

病院へのヘルパー派遣ではなく、自宅へ戻るときに自宅への外泊体験をしてもらう。自宅にヘルパーに来てもらい退院したらどういう支援があるかを事前に知らせておく必要がある。入院先への派遣も H30 からできるようになり重度の方や意思相通的な難しい方に対しヘルパー派遣をしてもらえるようになった。現在松阪市では支給決定はないが実際にはもっともっと広がっていけばよい。

会長 他には。

委員 専門部会の方もいるので相談したい。措置で 18 歳未満で卒業後に住むところがないと言う相談がよくある。収入なく GH はハードル高い。生活保護、保護入院以外でいい方法ないか。

委員 施設退所の時に一時金降りてくる。GH の支度金になる。就労を進めている。

委員 年金もらうまでの 2 年間で福祉ホームみたいに安価なものはないか。

委員 18 歳以上、措置するのは児童相談所、虐待なら延長申請できるが実際はあまりない。親との関係取れる方なら特児で。親との関係性にもよる。

会長 他になければこれで終了する。

(会議時間 2 時間)